

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月6日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「砂防河川『郷川』に沿ってある竹原市道『峠郷線』の護岸に取り付けられている階段の取っ手部分（H15.10.21付け反論書8ページの写真⑤（添付資料））が竹原支局が主張する現状で道路として使用されている道路の幅に含まれているのか否かを判断できる文書（文書の名称は問わない）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月22日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張趣旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）平成15年12月22日付け東広建竹第253号による行政文書不存在通知書は、郷川に沿って竹原市道「峠郷線」の護岸に取り付けられている階段の取っ手部分（竹原支局の管理物品と判断される取っ手部分）が、竹原支局の平成15年9月12日付け弁明書に記述されている「道路法第47条第2項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般的に行われている。」という根拠（裁量権の濫用）の具体的な検証として、当然に検討されていると思料されるにもかかわらず、当該判断の結果等を記録した文書がないというものであり、常識では全く考えられない処分であることから、当

該文書を隠匿している疑義がある。

- (2) 常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (3) 護岸に取り付けられている階段の取っ手部分は通行に支障となる構造物であり、かつ、当該構造物を設置したのは広島県発注の護岸整備工事であるにもかかわらず、道路管理者である竹原市に責任を負わせるような理由説明書を作成したことに対して、不信感が募るばかりである。
- (4) 「道路幅員であり車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能である」と判断したのは広島県であり、当該道路幅員の数値が把握できていなければ判断できないところ、「竹原市から当該判断に係る資料を取得する必要性も認められないことから、広島県に判断できる文書は存在しない」との矛盾する説明を繰り返している。しかし、県職員が自分の気持ちだけで、自動車が安全に通行できる道路幅員の数値を算出したとは考えられないことから、意図的に開示すべき行政文書を隠匿している疑義もある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

異議申立人の主張する「護岸に取り付けられている階段の取っ手部分」とは、一般的にはマンホール等で昇降用に設置される「足掛け金具」が護岸敷に設置されている状態を述べているものである。しかしながら、社会通念上の「階段」が設置されているものではない。

当該「足掛け金具」の類は、砂防設備として位置づけられるものではなく、通常、砂防設備整備時に、従前から存在していた河床への昇降機能を維持するための地域住民からの要望により、機能回復を果たす目的で砂防設備に設置されるものである。

このことから、当該「足掛け金具」が道路施設としての性格を帯びるものではない。

また、本件異議申立書で主張されている竹原市道「峠郷線」の道路幅員は、道路管理者である竹原市が道路区域として定めるものであるところから、当該「足掛け金具」が道路幅員に含まれているか否かを広島県が判断するものではなく、また、竹原市から当該判断に係る資料を取得する必要性も認められないことから、広島県に判断できる文書は存在しない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、護岸に取り付けられている階段の取っ手部分（平成15年10月21日付け反論書8ページの写真⑤（添付資料））が実施機関が主張する現状で道路として使用されている道路の幅に含まれているのか否かを判断できる文書であり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

##### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、理由説明書において、「竹原市道『峠郷線』の道路幅員は、道路管理者

である竹原市が道路区域として定めるものであるところから、当該「足掛け金具」が道路幅員に含まれているか否かを広島県で判断するものではなく、また、竹原市から当該判断に係る資料を取得する必要性も認められないことから、広島県に判断できる文書は存在しない。」と主張している。

県が管理していない道路について、実施機関が行政文書を作成・取得していないとしても特段不合理な点はなく、異議申立人が請求する行政文書を作成又は取得していないため不存在とした実施機関の主張は、特段不自然ではないことが認められる。

以上のことから、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

### **3 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 8. 17	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 8. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 10. 10	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 10. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 5.26 (平成 23 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 6.16 (平成 23 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 7.28 (平成 23 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8.29 (平成 23 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授